



[3月9日]

**日域 究**

(1:48~)

- 小方新駅のJ Rとの協議について
- 道づくりこそまちづくり
- 不登校の原因を究明し、不登校の支援ではなく対策を

**山代 英資**

(1:08:54~)

- 自転車の交通違反に対する反則通告制度（青切符）導入への対応について

**岡 和明**

(1:33:03~)

- 自転車通行帯（ブルーレーン）の整備を

**豊川 和也**

(1:56:43~)

- 日本国歌「君が代」の小、中学校での指導について
- 亀居公園の通年活用による観光活性化について
- 市民サービスを守るため職員へのカスハラ対策を
- 北朝鮮による拉致問題の風化防止に向けた周知啓発の「見える化」と教育の体系化等について
- 次年度クーリングシェルターの予定、暑さ対策

**中野 友博**

(2:50:40~)

- 危険空き家対策の現状と課題について

**第2回定例会**

**一般質問**

**5名が登壇**

**本会議をインターネット中継で  
視聴できるようになりました**

令和8年3月定例会から、インターネット議会中継（ライブ配信）が始まりました。名前横の時間はYouTubeの動画の一般質問開始時間です。



こちらからご覧ください。▶

**答**

小方新駅の設置は、昭和63年3月未策定の新総合計画事業推進プランに初めて位置づけられて以降、現在の第2期大竹市まちづくり基本計画に至るまで連続と明記され、事業を進めてきましたが、鉄道事業者の判断に委ねるところが大きく、市の思いだけではなかなか前に進まない状況です。新駅の設置に必要な土地に、民間の家屋等がある場合についても、先にJ R西日本に新駅設置が可能

**問**

**小方新駅のJ Rとの協議について**



じついき きわお  
**日域 究**

海田新駅の構想が新聞で報道されました。調べてみるとその候補地らしき場所は線路沿いの公園でした。しかし小方新駅の予定地は市有地ではなく民間の住宅地。和木駅も含めてこの様なケースは見当たりません。住民の立退きが必要ならば駅は出来ませんが、土地収用は難しいとも聞きます。立退きは協議の後ででしょうか、前でしょうか。

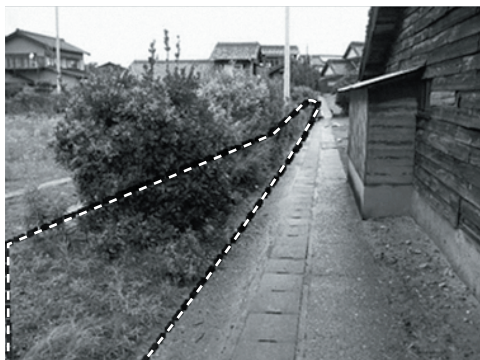
**答**

地権者が、セツトバック部分の土地の分筆及び道路整備を行い、周辺住民の安全で良好な環境などを考慮した上であれば、市が寄付を受けることは可能です。規則等については、各市町の動向や状況を含めて、どういう条件で受け取るのが良いか検討します。

**問**

**道づくりこそまちづくり**

か、判断してもらうことになりま



(出典) 国交省ホームページより



やましろう ひでただ  
**山代 英資**

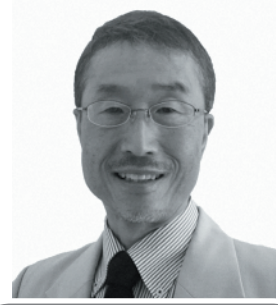
**自転車の交通違反に対する  
反則通告制度(青切符)導入  
への対応について**

**問** 道路交通法の改正により、4月1日から自転車の交通違反に対する反則通告制度(青切符)が導入されます。自転車事故は近年横ばいで推移しており、死亡・重傷事故の約4分の3で自転車側の法令違反が認められるなど、対策の強化が求められています。一方で、違反の中には、ながらスマートフォンや飲酒運転のような明確な過失だけでなく、車道の右側通行など、道路環境や整備状況に起因するものもあると考えます。そこで、ブルーレーンへの取り組みも含め、次の4点について本市の考えを伺います。①本制度導入に伴う市民への周知・啓発の方法②警察との連携体制③自転車の安全走行に配慮した道路整備の進め方④今後の自転車通行環境整備に関するロードマップについて



(出典) 広島県警配布チラシより

**答** ①広報おあたけ3月号及び市ホームページにおいて周知していますが、引き続き警察や交通安全協会等、関係団体と連携して、街頭啓発活動や交通安全教室など各種活動を通じて周知啓発に取り組みます。  
②警察はもとより、交通安全協会などと連携しています。今後も交通事故発生状況や危険箇所の状況の把握・分析・情報共有等を通じて、安全・安心なまちづくりの推進のため、変わらず連携していきます。  
③自転車歩行者道路として都市計画道路大樋筋線を整備しました。現波青木線の一部、立戸小島新開1号線の一部、及び小方20号線においては歩道部を自転車歩行者道として整備しました。また、計画的に路線を定めて舗装の改修や補修工事を行い、歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう対応しています。  
④現在、具体的な自転車道の整備計画はありません。歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう歩道の新設や床版の改修、道路の舗装などを重点的に進めます。



おか かずあき  
**岡 和明**

**自転車通行帯(ブルーレーン)の整備を**

**問** 環境や健康など様々な面で自転車の活用が注目され、各地で通行帯(ブルーレーン)設置が進んでいます。レーン整備により自転車と歩行者の安全が向上し、自転車利用による住民の健康増進や災害時の移動手段としての活躍が期待できます。大竹市は6年前に自転車活用推進計画を作り、「自転車通行空間の整備」をうたいましたが、わずか2年で計画は終了し、レーン整備に至りませんでした。国の自転車活用推進法は市町村に自転車活用推進の施策を求めています。1メートルあたりの設置費は東京の前例で8千円たらずとされ、交通施設としては格段の低予算。大竹の見え目の印象も大きく向上します。現波青木線などに設置を進めてはどうでしょうか。



広島市の自転車通行帯

**答** 本市では「大竹市自転車活用推進計画」を令和2年4月に策定しました。  
計画関連事業としては、大竹駅駐輪場整備や違法駐輪への警告、及び小方ヶ丘地区等のゾーン30への取組などを実施しましたが、ブルーレーンの整備実績はありません。  
本計画の計画期間は令和2年度から令和3年度までで、「自転車と歩行者を分離し、歩行者の安全な通行空間を確保する」と記載された関連計画の「大竹市わがまちプラン」も、令和3年3月に終了しています。  
計画終了後も、通学路の危険箇所に対応する工事、歩行者通行帯(グリーンベルト)の整備、早期に改修や補修が必要な橋梁や横断歩道橋などのインフラメンテナンス事業など、優先度の高い事業に人的資源や予算を集中しています。



とよかわ かずや  
**豊川 和也**

### 日本国歌「君が代」の 小、中学校での指導について

**問** 二十歳の集いで国歌斉唱の状況を踏まえて、市内小中学校における日本国歌「君が代」の指導状況、児童生徒の理解促進、式典での歌唱指導についてはどのような状況でしょうかお聞かせください。

**答** 市内小・中学校における国歌の指導は、学習指導要領に基づいて行っています。社会科では、国歌の意義や国歌を相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解し、国歌を尊重する態度を養うように配慮しています。また、音楽科では、どの学年でも国歌を歌えるように指導しています。式典での歌唱についても、これらの指導などと関連し、国歌に対する正しい認識をもたせ、尊重する態度を育てています。

### 亀居公園の通年活用による 観光活性化について

**問** 新大竹市、美術館からネクスト観光へつなげるため、亀居公園の観光活性化に向け、通年イベント化の仕組み整備と思い出台帳・デジタル記帳を提案します。

**答** 現状、市で通年イベントの仕組みをつくることは考えていません。思い出台帳・デジタル記帳は他自治体の事例などの情報を収集し、研究したいと思っています。

### 市民サービスを守るため 職員へのカスタマーハラ対策を

**問** 市民のために働く職員が安心して働ける職場環境は不可欠です。カスタマーハラマネジメント対策や相談しやすい体制づくり、名札表示の見直しなどお伺いします。

**答** 令和7年度からカスタマーハラマネジメント対策の取組として、全職員の名札の表示を見直しました。令和8年10月には労働施策総合推進法が改正予定ですので、本市もこれに合わせて指針を策定し、対策を行います。



なかの ともひろ  
**中野 友博**

### 危険空き家対策の 現状と課題について

**問** 本市で近年空き家が増加し、平成30年の調査では空き家率が17.4%と全国平均を上回っています。人口減少や高齢化が進む中、今後は管理が行き届かない空き家や、倒壊・落下物などの危険を伴う建物の増加が懸念されます。本市では空き家の危険度をA～Eの5段階で評価していますが、現在の判定状況やD・E判定後の対応の流れはどのようなものになっているのでしょうか。また、所有者死亡や相続未整理などにより対応が進まないケースに対して、どのような調査体制や制度活用を考えているのでしょうか。

**答** さらに、不良空き家除却補助事業の活用状況や制度の妥当性を踏まえ、危険化する前の段階から空き家の管理・解体・利活用を促す仕組みをどのように整備していくのか、市の考えを伺います。

**答** 調査は、令和3年から4年度にかけて行い、A判定261件、B判定140件、C判定229件、D判定34件、E判定23件、その他、現地確認できなかった建物17件の合計704件です。D又はEと判定された後、倒壊の恐れや通学路・避難路等への影響、周辺密集状況等を総合的に評価し、緊急性の高い案件から重点的に対応するため特定空家等候補のリストに挙げます。その後、空家等対策協議会で意見を伺い、所有者を探索し、判明すれば、特定空家等に認定し、所有者に助言・指導、勧告、命令と段階的な手続きを経て対応します。また所有者不明の場合は、略式代執行や財産管理制度の活用が考えられます。空き家対策は、建物の所有者に問題意識を持っていただくため、空き家の適正管理・活用に関するパンフレット作成、空き家対策講演会・相談会の開催や不良空き家等除却、補助金の拡充や増額にも取り組んでいます。空き家対策は行政のみで解決できません。所有者の責任を基本に、地域や関係団体と連携しながら予防的な取組の強化が重要です。空き家の発生抑制と適正管理の推進に努め、安心・安全な生活環境の確保に取り組みます。